

令和 5 年 2 月 13 日 開会

令和 5 年 2 月 13 日 閉会

(定例会第 1 回)

# 玄界環境組合議会会議録

玄界環境組合

## 目 次

### 第1号（2月13日）

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 告 示                                              | 1  |
| 応招議員                                             | 1  |
| 議事日程                                             | 2  |
| 本日の会議に付した事件                                      | 2  |
| 出席議員                                             | 3  |
| 欠席議員                                             | 3  |
| 議会事務のため出席した者の職・氏名                                | 3  |
| 説明のため出席した者の職・氏名                                  | 3  |
| 開 会                                              | 3  |
| 議席の指定                                            | 3  |
| 会議録署名議員の指名                                       | 4  |
| 会期の決定                                            | 4  |
| 諸報告                                              | 5  |
| 議案第1号 玄界環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について              | 5  |
| 議案第2号 玄界環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について        | 6  |
| 議案第3号 玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | 7  |
| 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 8  |
| 議案第5号 令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について                 | 10 |
| 議案第6号 令和5年度玄界環境組合会計予算について                        | 12 |
| 一般質問                                             | 22 |
| 閉 会                                              | 27 |
| 署 名                                              | 28 |

玄界環境組合告示第1号

令和5年玄界環境組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月6日

玄界環境組合

組合長 田辺 一城

1 期 日 令和5年2月13日（月曜日）午後2時00分

2 場 所 古賀市役所第一庁舎4階第1委員会室

---

○開会日に応招した議員

神谷 建一君

牧野真紀子君

高山 賢二君

古賀 誠視君

新留久味子君

大牟田直人君

福井 崇郎君

結城 弘明君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和5年 玄 界 環 境 組 合 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

令和5年2月13日（月曜日）

---

議事日程（第1号）

令和5年2月13日 午後2時00分開会

- 日程第1 議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸報告  
日程第5 議案第1号 玄界環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について  
日程第6 議案第2号 玄界環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第7 議案第3号 玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第8 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第9 議案第5号 令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について  
日程第10 議案第6号 令和5年度玄界環境組合会計予算について  
日程第11 一般質問

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸報告  
日程第5 議案第1号 玄界環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について  
日程第6 議案第2号 玄界環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第7 議案第3号 玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第8 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第9 議案第5号 令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について  
日程第10 議案第6号 令和5年度玄界環境組合会計予算について

日程第11 一般質問

---

出席議員（8名）

|        |        |
|--------|--------|
| 神谷 建一君 | 新留久味子君 |
| 牧野真紀子君 | 大牟田直人君 |
| 高山 賢二君 | 福井 崇郎君 |
| 古賀 誠視君 | 結城 弘明君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

議会事務のため出席した者の職・氏名

議会事務書記 芹野眞里子君

---

説明のため出席した者の職・氏名

|            |        |      |        |
|------------|--------|------|--------|
| 組合長        | 田辺 一城君 | 副組合長 | 伊豆美沙子君 |
| 副組合長       | 原崎 智仁君 | 副組合長 | 長崎 武利君 |
| 事務局長       | 簗原 浩君  | 総務課長 | 芹野眞里子君 |
| 総務課参事      | 中野 晴海君 |      |        |
| 古賀清掃工場場長   |        |      | 本田陽一郎君 |
| 宗像清掃工場場長   |        |      | 吉武 修君  |
| 古賀清掃工場場長補佐 |        |      | 柴 晴巳君  |
| 代表監査委員     |        |      | 熊野 君男君 |

---

午後2時01分開会

〔出席議員8名〕

○議長（結城 弘明君） それでは、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年玄界環境組合議会第1回定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議席の指定

○議長（結城 弘明君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、福津市の高山賢二議員を5番に指定いたします。

同じく福津市の福井崇郎議員を6番に指定いたします。

ここで、新しく本組合議会の議員になられました高山議員、同じく福井議員からご挨拶をお願いいたします。

まず、高山議員からよろしくお願いします。

○議員（5番 高山 賢二君） ただいまご紹介いただきました、福津市議会議長の高山でございます。玄界環境組合、初めて会議に出席をさせていただきます。この重責を、微力ではございますけれども、皆様のご支援、ご協力をいただきながら職責を全うしてまいりたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。  
続きまして、福井議員よろしくお願いします。

○議員（6番 福井 崇郎君） 福津市議会議員、建設環境委員会の委員長、福井崇郎と申します。今回初めて委員長として、この玄界環境組合議会のほうに参加させていただきます。所管する担当の委員会となりますので、しっかりとこちらのほうを理解させていただき、そして、この議会のことをまた福津市議会のほうに持ち帰りたいと思いますので、今日はよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。

---

## 日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（結城 弘明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、5番、高山賢二議員、6番、福井崇郎議員の2名を指名いたします。

---

## 日程第3. 会期の決定

○議長（結城 弘明君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。なお、会期中の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、組合長から議会招集に当たり挨拶したい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和5年玄界環境組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日提案いたしております議案の説明を申し上げます。

議案第1号は、玄界環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございます。

議案第2号は、玄界環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第3号は、玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

でございます。

議案第4号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案第5号は、令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出をそれぞれ1億210万3,000円減額し、総額32億777万5,000円とするものでございます。

議案第6号は、令和5年度、玄界環境組合会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ総額33億2,438万9,000円とし、令和4年度当初予算と比べると1億2,393万4,000円の増額となっております。

以上の6議案でございます。

議案の細部につきましては、議題とされました際に事務局長に説明をさせますので、議員の皆様におかれましては、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第4. 諸報告

○議長（結城 弘明君） 日程第4、諸報告をいたします。

本定例会に議案等の説明のため出席を求めていますのは、組合長、副組合長、監査委員、その他関係担当職員でございます。

次に、監査委員から配付のとおり、令和4年6月分から9月分までの例月現金出納検査の結果報告があっております。

質疑があれば、監査委員、または執行部に説明を求めることといたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

以上で諸報告を終わります。

ここで、議案審議に入る前に皆様にお願いがございます。会議において、発言者は挙手して議長の許可を得た後、起立して、発言していただきますようお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

---

#### 日程第5. 議案第1号 玄界環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第5、議案第1号、玄界環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第1号、玄界環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について説明をいたします。

議案の1ページをご覧ください。

これは、地方公務員法の一部改正に伴う玄界環境組合職員の定年延長等に伴い、高齢職員の部分休業制度について、古賀市の制度と同様の措置とするため、新たに条例を制定するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条で趣旨を定め、第2条で高齢者部分休業に関する事項は、古賀市の職員の例によるものとするものでございます。

また、附則において、この条例は令和5年4月1日から施行する旨、定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立、7名全員であります。

よって、議案第1号、玄界環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6．議案第2号 玄界環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第6、議案第2号、玄界環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） 議案第2号、玄界環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改定する条例の制定についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。



これは、地方公務員法の一部改正に伴い、玄界環境組合職員の定年年齢等について古賀市の制度と同様の措置とするため、条例の一部を改正するものでございます。

5ページをお願いいたします。

参考資料として添付しております新旧対照条文をご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

第1条について、地方公務員法改正に伴う根拠条文等の整備に伴う改正でございます。また、既存の第2条から第5条までを削り、新たに、7ページになりますが、第2条で定年年齢等について古賀市の職員等と同様の措置とする旨定めております。

戻っていただいて、4ページをお願いいたします。

附則にて、この条例は公布の日から施行する旨定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。  
直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立7人、賛成全員であります。  
よって、議案第2号、玄界環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第3号 玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第7、議案第3号、玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
説明を求めます。  
事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第3号、玄界環境組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

玄界環境組合事務局に、組合運営に係る将来計画を策定するため、令和5年度から工場再編推進室を設置することに伴い室長の職を設ける必要が生じたため、玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

10ページをお願いいたします。

参考資料として添付しております新旧対照条文をご覧ください。別表（第1条関係）で等級6級の課長の次に室長を追加するものでございます。

戻っていただいて、9ページをお願いいたします。

附則にて、この条例は令和5年4月1日から施行する旨定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立7名、賛成全員であります。

よって、議案第3号、玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第8、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

これは、地方公務員法の一部改正に伴う玄界環境組合職員の定年延長等に係る所要の改正を行うもので、関係条例の一部を改正及び廃止するものでございます。

14ページをお願いいたします。

参考資料として添付しております新旧対照条文をご覧ください。

最初に、玄界環境組合職員の分限に関する条例の一部改正（第1条関係）でございます。第1条において、地方公務員法改正に伴う文言の整理を行い、既存の第2条から第9条までを削り、新たに、18ページになりますけれども、第2条で、古賀市職員と同様の措置とする旨定めております。また、ただし書にて、玄界環境組合の実情その他事由により、古賀市職員の例によることができないものについては組合長が別に定めるとしております。

次に、玄界環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第2条関係）でございます。既存の第2条から第5条までを削り、新たに20ページになりますけれども、第2条で古賀市の職員と同様の措置とする旨定めております。

次に、玄界環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第3条関係）は、地方公務員法改正に伴う根拠条文の整理に伴う改正でございます。

13ページにお戻りください。

条例の第4条において、玄界環境組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

最後に、附則においてこの条例は令和5年4月1日から施行する旨定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立者7名でございます。よって、賛成全員であります。

よって、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第9. 議案第5号 令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について**

○議長（結城 弘明君） 次、日程第9、議案第5号、令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第5号、令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について説明をいたします。長くなりますので、座って説明をさせていただいてもよろしいですか。

○議長（結城 弘明君） はい、どうぞ。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、22ページをお願いいたします。

条文を読み上げます。

令和4年度、玄界環境組合会計補正予算（第3号）、令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億210万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億777万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

令和5年2月13日提出。玄界環境組合組合長、田辺一城。

1枚めくっていただき、24ページ、25ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。今回の追加は、古賀・宗像両清掃工場の令和5年度の操業のため、年度が始まる前に入札を行う必要があるため、債務負担行為を13件追加するものでございます。

それでは、次に歳出から説明いたしますが、今回の補正予算は予算の整理補正が主であることから、契約による額の確定や実績の見込みに伴う減額などの説明は基本的に省略させていただきます。

3枚めくっていただき、30、31ページをお願いいたします。

3歳出、2款1項1目一般管理費、補正前の額に16万1,000円を追加しております。2事業、職員人件費、補正前の額から154万8,000円を減額するものです。11事業、一般管理事務費、補正前の額から170万9,000円を増額するものです。24節積立金の追加

447万6,000円は、総務課所管分の不用額と財政調整基金普通預金利子を積み立てるものでございます。

3款1項1目処分場等管理費、補正前の額から15万9,000円を減額するものです。

32ページ、33ページをお願いいたします。

2項古賀清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、補正前の額から5,152万8,000円を減額するものです。2事業職員人件費、補正前の額から75万3,000円を増額するものです。11事業、清掃工場管理運営費、補正前の額から5,228万1,000円を減額するものです。14節工事請負費の減額は、空調機更新工事の入札減によるものです。

34ページ、35ページをお願いします。

2目可燃物処理費、補正前の額から1,001万円を減額するものです。11事業、焼却場管理運営費の10節需用費、消耗品の追加339万円は、油脂類関係の単価高騰によるものです。また、燃料費、医薬材料費の減額は、灯油単価の上昇が見込みより少なく済んだことや、年間を通してトラブルがなく安定した操業ができたことで使用量が少なく済んだことによるものでございます。

3目不燃物処理費、補正前額から22万円を減額するものです。11事業、リサイクルプラザ管理運営費の10節需用費の追加57万9,000円は、リサイクルプラザで使用する重機等の燃料単価の高騰やごみ搬入量の増、車検時に係る部品の価格高騰によるものです。12節委託料の不燃物等処理委託料の追加30万1,000円は、廃ベッドマットの搬出量が増加し、処理委託料が不足することによるものです。

3項宗像清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、補正前の額から48万6,000円を増額するものです。2事業、職員人件費、補正前の額から143万8,000円を減額するものです。11事業、清掃工場管理運営費、補正前の額から192万4,000円を増額するものです。10節需用費の電気料の追加344万9,000円は、使用電力量が当初より増加する見込みによるものでございます。

36、37ページをお願いします。

2目可燃物処理費、補正前の額から3,911万6,000円を減額するものです。11事業、焼却場管理運営費の10節需用費の燃料費の減額3,377万8,000円は、入札によりコークスが予定していた単価より安価で購入できたことによるものです。3目不燃物処理費、補正前の額から171万7,000円を減額するものです。11事業、リサイクルプラザ管理運営費の17節備品購入費の減額は、宗像清掃工場作業用重機購入の入札減によるものです。

以上、歳出合計、補正前の額33億987万8,000円、補正額、減額で1億210万3,000円、合計32億777万5,000円となっております。

続きまして、歳入の説明をいたします。ページを戻っていただきまして、28、29ページをお願いします。

2歳入、2款1項1目ごみ処理場使用料、補正前の額から1,049万6,000円を減額するものです。個人搬入量及び汚泥搬入量について見込みの増減によるものです。

3款1項2目利子及び配当金、補正前の額に2,000円を追加するもので、財政調整基金普

通預金利子を積み立てるものです。

4款1項1目財政調整基金繰入金、補正前の額から1億6,369万7,000円を減額するものです。歳出予算減額に伴うバランス調整でございます。

6款1項1目雑入、補正前の額に7,208万8,000円を増額するもので、古賀・宗像清掃工場ともに、有価物の売却の売却単価が上がったこと、電力売却益は溶融炉2炉運転が増加したことによるものでございます。

以上、歳入合計補正前の額33億987万8,000円、補正額減額で1億210万3,000円、合計32億777万5,000円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑の際には、ページ数、款項目節を示していただいて質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立7人、賛成全員であります。

よって、議案第5号、令和4年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第6号 令和5年度玄界環境組合会計予算について

○議長（結城 弘明君） 次、日程第10、議案第6号、令和5年度玄界環境組合会計予算についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第6号、令和5年度玄界環境組合会計予算について説明いたします。別冊の令和5年度玄界環境組合会計予算書をお願いいたします。

長くなりますので座って説明させていただきます。

○議長（結城 弘明君） どうぞ。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、予算書を1枚めくっていただいて、条文を朗読いたします。

令和5年度、玄界環境組合会計予算。

令和5年度玄界環境組合会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億2,438万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、組合債による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月13日提出。玄界環境組合組合長、田辺一城。

それでは、歳出から説明いたします。

説明については、目ごとの予算額を申し上げました後に、事業区分別の説明欄の主な内容について説明いたします。なお、少額のもの及び経常的なものは割愛させていただきます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、前年度同額の92万7,000円を計上しております。2款1項1目一般管理費、前年度より425万1,000円減額の6,878万円を計上しております。減額の主な理由は、将来計画担当参事の人件費を新しく設置予定の工場再編推進室に移したことで、人事給与システムの入替えによる保守委託料の減額によるものでございます。2事業、職員人件費の3,983万5,000円は組合職員4人分と会計年度任用職員1名分の人件費で、来年度、会計年度任用職員を増員する予定としております。

11、12ページをお願いします。

11事業、一般管理事務費は2,894万5,000円を計上しております。主なものとして、10節需用費の電気料132万円や12節委託料で財務会計、人事給与などの電算システム保守等の委託178万8,000円、その他委託で統一公会計整備委託として104万5,000円、13節使用料及び賃借料の電算システム使用料480万8,000円などでございます。18節負担金、補助及び交付金の1,574万8,000円は、主に派遣職員負担金の1,560万円でございます。

13、14ページをお願いします。

24節積立金の86万4,000円は、財政調整基金と閉鎖基金の定期預金運用を行い、その利子収入を基金に積み立てるものでございます。2項1目監査委員費、前年度と同額の12万

7,000円を計上しております。

3款1項1目処分場等管理費、前年度より50万円増額の1,465万円を計上しております。増額の主な理由は、手光の旧工場跡地で樹木の剪定を行うためでございます。

1事業、処分場等管理費、12節委託料で、手光最終処分場の周辺環境調査委託841万5,000円、旧福岡清掃工場周辺と手光最終処分場の植栽管理委託379万4,000円、手光最終処分場の水処理設備の保守点検委託157万9,000円になります。

15ページ、16ページをお願いします。

2項古賀清掃工場じん芥処理費、1目じん芥処理総務費、前年度より1億444万4,000円減額の1億8,134万5,000円を計上しております。減額の主な理由は、人件費において職員が2名退職することと工事請負費の減によるものでございます。2事業、職員人件費の4,255万5,000円は、組合職員4名、再任用職員2名分になります。11事業、清掃工場管理運営費、主なものは10節需用費の電気料で2,950万円1,000円、水道料の948万7,000円などでございます。

17、18ページをお願いいたします。

12節委託料の啓発再生事業等委託の999万円は、再生展示棟の運営や各種環境教室の開催等に係る費用でございます。環境調査等委託の4,404万9,000円は、工場周辺の大気質、水質、土壌等の環境調査及び工場に係るごみ質、排ガス、作業環境や機能検査などの費用と環境委員会審議資料の作成、取りまとめに係る環境委員会支援委託の費用でございます。施設設備管理等委託の1,222万9,000円は、工場敷地内の植栽の管理、施設清掃、施設警備の費用でございます。施設設備保守整備等委託1,046万4,000円は、エレベーター、自動ドア、消防設備、浄化槽などの保守整備に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金の主なものは派遣職員給与負担金1,030万円でございます。2目可燃物処理費、前年度より807万2,000円増額の12億4,015万円を計上しております。増額の主な理由は、灯油が高騰したことや、施設の定期整備等委託において前年度と比較して対象機器が増えたことによるものです。

11事業、焼却場管理運営費、主なものとして10節需用費の消耗品費6,489万3,000円で、ごみ焼却に伴う各設備のグリース、潤滑油などの油脂類、液体酸素、フレコンバッグ、運転に係る電気・計装等機器部品、航空障害灯、整備用物品などの費用でございます。燃料費1億1,072万1,000円は、ごみ処理で使用する灯油1,240キロリットル分とLPガスの費用でございます。医薬材料費1億599万4,000円は、ダイオキシン類除去剤、ボイラー用薬剤、排水処理薬剤などの費用でございます。12節委託料は、焼却施設に係る運転管理に2億2,321万2,000円、焼却施設を休止して行う施設定期整備に6億58万9,000円、ごみクレーン及びボイラーの法定整備に5,973万円、飛灰等処理委託7,362万8,000円は、焼却施設から発生する脱塩残渣及び溶融飛灰の再資源化処理に係る費用でございます。

19、20ページをお願いします。

3目不燃物処理費、前年度より63万9,000円減額の1億7,854万5,000円を計上



しております。

11事業、リサイクルプラザ管理運営費の主なものとして、10節需用費は、各設備の潤滑油などの油脂類、分別用エコバッグの購入に係る消耗品の698万8,000円、燃料費の174万8,000円などで、修繕料の233万4,000円は施設、作業用重機などに係る費用になります。

11節役務費は、作業用重機・車両の点検手数料、賠償責任及び損害共済保険料に係る費用でございます。12節委託料は、リサイクルプラザの運転管理業務7,274万6,000円、破碎機やコンベヤの設備補修の施設・設備補修整備等委託に6,737万1,000円、蛍光灯、乾電池、家電品、自転車などの処理に係る不燃物処理困難物等処理委託に2,490万7,000円となります。

4目処分場管理費、前年度より5万5,000円減額の14万3,000円を計上しております。

続きまして、3項宗像清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、前年度より1億453万9,000円増額の2億4,790万5,000円を計上しております。増額の主な理由は、電気料、工事請負費の増でございます。

2事業、職員人件費の3,877万7,000円は、組合職員3人、再任用職員3人分になります。

21、22ページをお願いいたします。

11事業、清掃工場管理運営費の主なものとして、10節需用費は消火器の買替え、エレベーターの部品代、事務用品などの消耗品186万5,000円、電気料の4,091万円、水道料の532万円などでございます。

12節委託料の啓発・再生事業等委託88万7,000円は、家具の再生、ごみリサイクル啓発に係る費用でございます。環境調査等委託は、工場周辺の大気質、水質、土壌等の環境調査及び工場に係るごみ質、排ガス、作業環境や機能検査等と、環境委員会審議資料の作成・取りまとめなどに係る費用でございます。施設・設備管理等委託は、工場敷地内の植栽管理委託、施設清掃委託、警備に係る費用でございます。施設・設備保守整備等委託は、エレベーター、自動ドア、重量シャッターなどに係る費用でございます。設計等委託は、ガス化熔融施設等の空調機更新工事の設計に係る費用でございます。

23、24ページをお願いします。

14節工事請負費は、ガス化熔融施設等の空調機更新工事の8,272万円、管理棟の通用口のひさしとカーポートの屋根の更新工事232万4,000円でございます。18節負担金、補助及び交付金の主なものは、派遣職員負担金1,090万円になります。

2目可燃物処理費、前年度より5,267万7,000円増額の10億3,209万4,000円を計上しております。増額の主な理由は、燃料費でコークスが高騰したことによるものです。

11事業、焼却場管理運営費、主なものとしましては、10節需用費の消耗品費4,521万1,000円は、ごみ処理に係る運転用資材、電気・計装などの機械部品の購入費用でございます。燃料費2億7,124万9,000円は、コークス約1,782トン、石灰石約680トンの

購入費用でございます。修繕費176万6,000円は、照明器具、プラットフォームの出入口シャッターなどの修理に係る費用でございます。医薬材料費2,836万円は、排ガス処理薬剤、ボイラー用薬剤、機器冷却水処理薬剤などに係る費用でございます。

12節委託料は、ガス化溶融施設に係る運転管理費用の施設運転・管理等委託2億6,796万円、溶融施設やボイラー、タービンの整備費用の施設・設備保守・整備等委託3億5,470万4,000円、飛灰の再資源化処理に係る費用の飛灰処理等委託6,261万3,000円でございます。

3目不燃物処理費、前年度より3,018万円増額の1億7,841万1,000円を計上しております。増額の主な理由は、施設保守・整備等委託の対象機器が増えたことによるものと、不燃物処理困難物処理委託の処理単価が上昇したことによるものでございます。

11事業、リサイクルプラザ管理運営費の主なものとして、10節需用費では、重機等の油脂類、梱包用袋、機器補修部品などの購入に係る消耗品273万8,000円と、燃料費の137万7,000円、作業用重機及び車両の点検に係る修繕料191万4,000円などでございます。11節役務費の186万9,000円は、作業用重機・車両の点検手数料、賠償責任及び損害共済保険料に係る費用になります。

25、26ページをお願いします。

12節委託料は、リサイクルプラザの運転管理や不燃物の選別に係る施設・設備運転等委託8,321万3,000円、クレーンの法定整備、施設の保守整備に係る施設・設備保守整備等委託5,222万7,000円、蛍光灯、乾電池、家電品、自転車の処理に係る不燃物等処理委託1,710万9,000円になります。

4目処分場管理費、前年より3,000円増額の49万4,000円を計上しております。

続きまして、4項工場再編推進事業費、これは両工場の将来計画を推進するため、新たに工場再編推進室を設置する費用となります。

1事業、工場再編推進事業費の主なものとしまして、10節需用費は、事務用品などの消耗品13万1,000円、公用車の燃料費3万2,000円となります。12節委託料1,446万9,000円は、施設再編基本構想業務のコンサル委託を計画しており、その委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金2,250万円は、派遣職員の給与等負担金3名分となります。

4款1項公債費、前年度と同額の1億2,146万6,000円を計上しております。宗像清掃工場分の元金利子になります。

27、28ページをお願いします。

1目元金1億2,087万9,000円は宗像清掃工場の元金分になります。2目利子58万7,000円は宗像清掃工場の利子分になります。

5款1項1目予備費、前年度と同額の2,200万円を計上しております。両工場の予備費それぞれ1,000万円と総務課の200万円でございます。

以上、歳出合計33億2,438万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

戻っていただいて、5ページ、6ページをお願いいたします。

1款1項1目経常費分担金25億8,908万2,000円。経常費分担金は、組合規約第13条の規定により、均等割2割、人口割2割、投入量割6割の割合にて算定したものになります。構成市町別の分担金は説明欄に記載のとおりでございます。

2目創設費分担金1億5,881万8,000円。創設費分担金は同じく組合規約第13条の規定により、均等割3割、人口割4割、投入量割3割の割合にて算定したものになります。2節宗像清掃工場創設費分担金1億2,146万6,000円と3節工場再編推進室創設費分担金3,735万2,000円でございます。構成市町別の分担金は説明欄に記載のとおりです。

2款1項1目ごみ処理場使用料1節古賀清掃工場使用料は、個人搬入が2,360トンを見込み4,012万円、汚泥搬入が7,925トンを見込み1億1,887万5,000円になります。2節宗像清掃工場使用料は、個人搬入が2,445トンを見込み4,156万5,000円、汚泥搬入が5,190トンを見込み7,785万円になります。

2目グラウンド使用料は、旧福岡清掃工場のグラウンド使用料として5万1,000円を計上しております。

3款1項1目財産貸付収入360万円は、旧福岡清掃工場跡地を太陽光発電所用地として貸し付けた収入でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2目利子及び配当金86万2,000円は、財政調整基金及び閉鎖等基金の一部を定期預金で運用する利子になります。

5款1項1目繰越金の2,200万円は、前年度繰越金として計上しております。

6款1項1目雑入の1億6,996万6,000円は各種有価物の売却益や発電に伴う電力売却益などを計上しており、説明欄にそれぞれの工場分を記載しております。

以上、歳入合計33億2,438万9,000円でございます。

これで歳入歳出組合会計当初予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑の際には、ページ数、款項目節を示していただきまして、質疑をお願いいたします。

当初予算は内容も多いので、5つに分けて質疑を受けたいと思います。

まず一つ目は予算書9ページから14ページの総務課に関する部分、二つ目は15ページから20ページの新賀清掃工場に関する部分、三つ目は19ページから26ページの宗像清掃工場に関する部分、四つ目は25ページの工場再編推進室から最後までの部分、五つ目は5ページから8ページの歳入の部分、最後は当初予算全体に関するものであります。

まず初めに、9ページから14ページの総務課に関する部分につきましての質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、二つ目、15ページから20ページの新賀清掃工場に関する部分のご質疑をお受けいたします。

新留議員、どうぞ。

○議員（２番 新留久味子君） ページ数は１６ページの３款２項１目の職員人件費についてです。先ほどの説明で、８名から６名、２名退職という説明がありましたけれども、この退職の職員の補充はされないということでもいいですか。

○議長（結城 弘明君） 総務課長。

○総務課長（芹野眞里子君） 今、宗像工場が８名から６名ということで２名減りますけれども、今回、総務課の案として……。

○議員（２番 新留久味子君） 古賀工場ですよ。

○総務課長（芹野眞里子君） 古賀工場で２名減るところで、今回の予算の中で、総務課で会計年度任用職員を１名増員という形で今、計画しております。あと、人員配置関係は若干の人事異動は検討しております。そういったところ対応していきたいと考えております。

○議長（結城 弘明君） 新留議員。

○議員（２番 新留久味子君） ということは、１名減になる可能性はあるけれども、職員の体制としては十分それで対応できるという執行部の考えですか。

○議長（結城 弘明君） 総務課長。

○総務課長（芹野眞里子君） そのように考えておりますので、そういう体制で行っていきたいと思っております。

○議長（結城 弘明君） よろしいですか。

○議員（２番 新留久味子君） はい。

○議長（結城 弘明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） それでは、次に三つ目でございます。１９ページから２６ページの宗像清掃工場に関する部分につきまして質疑をお受けいたします。

○議長（結城 弘明君） 新留議員。

○議員（２番 新留久味子君） ２４ページです。宗像工場だけではなくて古賀工場にも関することではあるんですが、一応、宗像清掃工場のページで質問させていただきます。

３款３項２目可燃物処理費、節で言えば焼却場管理運営費ですね。ここの中で大変大きな額になっていますが、私、今回の一般質問で若干質問しようと思っておりますけど、この施設・設備保守整備等委託料、これが大きな金額となっています。それでこの委託料について若干質問をしたいと思います。

古賀工場も、もしよかったら含めて答弁していただければと思いますが、この法定点検、定期点検等の委託をされている委託先の業者はどこの業者となりますか。

○議長（結城 弘明君） 古賀清掃工場場長。

○古賀清掃工場場長（本田陽一郎君） それでは先に古賀清掃工場のほうからお答えさせていただきます。

古賀工場のほうの施設定期整備、法定整備の委託先ということで、ＪＦＥ環境テクノロジーさんと委託管理契約を行わせていただいております。

○議長（結城 弘明君） 宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（吉武 修君） 宗像工場のほうは日鉄環境エネルギーソリューションというところになっております。

○議長（結城 弘明君） 新留議員。

○議員（２番 新留久味子君） それぞれ委託業者が違ったんですけれども、どのようなやり方で委託先を選定しているのか。例えば、競争入札、一般の入札でやっているのか、随意契約なのか、その辺りの契約の選定方法を教えてください。

○議長（結城 弘明君） 古賀清掃工場場長。

○古賀清掃工場場長（本田陽一郎君） 古賀清掃工場については、委託先は随意契約によって業者を決定させていただいております。

○議長（結城 弘明君） 宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（吉武 修君） 宗像清掃工場につきましても随意契約で契約をいたしております。

○議長（結城 弘明君） 新留議員。

○議員（２番 新留久味子君） かなり専門的な力量のある業者に委託をされていると想像はできるんですけれども、随意契約ということですから、この点検が本当に必要なものかどうかというチェックがなかなか難しいなと私自身は思っています。それで、契約は随意契約で単年度の契約ですか。それとも、何年か経過した、５年とか３年とか、そういう契約になっているんでしょうか。

○議長（結城 弘明君） 古賀清掃工場場長。

○古賀清掃工場場長（本田陽一郎君） 古賀清掃工場につきましては、単年度で契約をさせていただいております。

○議長（結城 弘明君） 宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（吉武 修君） 宗像清掃工場につきましても、単年度で契約をさせていただいております。

○議長（結城 弘明君） そろそろまとめてください。

○議員（２番 新留久味子君） そしたら、単年度の契約ということなんですが、例えば今年度に点検する内容、項目、そういうのは前もって契約前に見積り等の提出を求めているんですか。

○議長（結城 弘明君） 古賀清掃工場場長。

○古賀清掃工場場長（本田陽一郎君） 今、新留議員おっしゃったように見積り等を徴取した中で決定している状況になります。

○議長（結城 弘明君） 宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（吉武 修君） 宗像清掃工場につきましても、見積りの徴取をして確認をして契約をしております。

○議長（結城 弘明君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） それでは次に、四つ目に入ります。２５ページの工場再編推進室から

最後までの部分につきまして質疑を行います。質疑ございませんか。

新留議員。

○議員（２番 新留久味子君） ２６ページの工場再編推進事業についてなんですけれども、委託料はコンサルに委託をするということになっていますが、この再編室の職員体制、何人体制でどんな体制で組織されるのか具体的に教えてください。

○議長（結城 弘明君） 事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） 工場再編推進室の人員体制でございますが、各構成の２つの市町村から１名ずつ合計２名を派遣していただいて、あと、今、総務課に配属しております参事がおりますけれども、そちらが所管替えといえますか、再編室のほうに異動になって、合計３名で行う体制を考えております。

○議長（結城 弘明君） よろしいですか。

○議員（２番 新留久味子君） はい。

○議長（結城 弘明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） それでは、次に五つ目、５ページから８ページの歳入に関する部分につきまして、質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） それでは、最後に当初予算全体に関する質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

古賀議員。

○議員（７番 古賀 誠視君） 近頃よくマスコミ等でマイクロプラスチックというのが報道されるようになりました。海洋プラスチックごみ問題は、気候変動問題への対応を契機として、プラスチックの資源循環を推進する重要性が高まっており、令和４年４月にプラスチック資源循環法が施行されています。

令和４年４月に古賀市では、プラスチックのリサイクル推進に向けた課題を検証するため、地域で行われている分別収集会場で、プラスチック製品容器包装と製品プラスチックを併せて回収するプラスチック資源製品回収モデル事業が１０月、１１月に２か所に分かれて計４か所で実施されております。もちろん、古賀市には新宮から新宮の職員の皆さんも視察に見えておりますし、また、宗像市でも実施されたとお聞きしております。

今後、この問題に対して、玄界環境組合としてプラスチック資源循環法の理念を踏まえ、今後どのように取組を進められるのか、お考えがあればお示しいただければと思います。

○議長（結城 弘明君） 事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） 議員のご質問のとおり、製品プラの対応につきましては、実証実験ということで古賀と宗像とで行っているところでございます。その結果、受け入れ体制といえますか、そういったものにつきまして、現在の工場の設備等でいろいろ課題等も見えてきたところでございます。

一応、組合としましては来年度から、予算にも反映させておりますとおり、工場再編推進室

を設置して、これからどうしていくかというところを考えていくところでございまして、こういったプラスチックの関係については避けては通れないものと認識しております。

この製品プラへの対応で設備を設置してということであれば、それなりの経費がかかってくるところもございまして、今後、この再編推進室で将来構想を考えていく中で一緒に考えていきたいと考えております。

○議長（結城 弘明君） 古賀議員。

○議員（7番 古賀 誠視君） もちろんこの法律というのは、プラスチックを資源として循環させる取組を促進するための法律です。何もプラスチックを規制する法律ではありません。ですから、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの実現のために、プラスチックの再資源化に対する一人一人の積極的な取組が一層進展することを期待しています。

先ほどレジ袋の有料化後にマイバッグが必要になったのと同様に、この新法に伴い消費者の行動様式が変わることを期待されている状況にあります。この海洋プラスチックにもつながることですから、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

ちなみに、ちょっとお尋ねしますが、ここにペットボトルがあります。このペットボトルが作られて約40年弱になります。これは自然界に戻るために大体どれぐらい耐用年数を要するか。組合長はちょっとやめて、ご存じある方は……。各首長さんに聞きたいんですけど、それはちょっと失礼なのでお聞きしませんが、大体これが自然界に戻るまでに450年かかるわけです。ということは40年前に作られたものが400年先じゃないと自然界に戻らないというような、それだけ長くこの世に存続するわけですから、これをなくすためには、関係自治体の皆さんがそれぞれ今ボランティア、関係する自治体は全てボランティアで取り組まれています、海岸とか。もちろん古賀市では大根川の源流から下流まで、全市一斉にそういう清掃活動に取り組まれています。これはちょっと関係ないんですけど、そういうことがありますので、ぜひ環境組合としても前向きに考えて取り組んでいただければということで、これは要望として済ませておきます。回答はいいです。要望です。

○議長（結城 弘明君） 皆さんに申し上げますが、5年度の予算に沿ってご質問、そしてご回答をよろしくお願いします。

ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立者7人、賛成全員であります。

よって、議案第6号、令和5年度玄界環境組合会計予算については原案のとおり可決されました。

ここで、15分ほど休憩いたします。25分に開始いたします。（発言する者あり）5分ですか。分かりました。じゃあ、5分ですので15分に再開いたします。

午後3時10分休憩

午後3時16分再開

〔出席議員8名〕

○議長（結城 弘明君） それでは、予定時間になりましたので、本会議を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

#### 日程第11. 一般質問

○議長（結城 弘明君） 日程第11、一般質問を行います。本会議における一般質問の通告議員は1名です。なお、一般質問の制限時間は20分間となっております。制限時間2分前に予鈴を1回鳴らします。制限時間になりましたら本鈴を2回鳴らします。

それでは、新留久味子議員、起立をお願いします。

○議員（2番 新留久味子君） 宗像市の新留久味子です。通告書に沿って一般質問を行いたいと思います。

大きく2項目を今回は質問をさせていただきます。

1項目めは、施設定期法定点検整備等委託料についてであります。

古賀・宗像清掃工場の今後10年間を安定的かつ安全に操業させるためには、施設定期法定点検整備等が欠かせない事業であると認識をしています。しかし、今後、焼却炉が年々老朽化すれば、この施設定期法定点検整備等の委託料が増加するのではないかと懸念があります。そこで、今後の施設定期法定点検等の委託料のシミュレーションはどのようなになっているのか、お尋ねします。

2項目めは、今後の組合のごみ処理の在り方についてであります。

今、気候・生態系危機の中で、持続可能な社会の実現は待ったなしだと考えています。このことで、今後のごみ処理についても、どのようなごみ処理を行っていくのかということが今問われていると考えます。

玄界環境組合事業概要の5項目めの今後の課題に、今後の組合のごみ処理の在り方について、令和4年度中をめどに決定することが必要であると記載されています。今後の組合のごみ処理の在り方について、どのような協議が進められているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（結城 弘明君） 組合長。



○組合長（田辺 一城君） 新留議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、施設定期法定点検整備等委託料についてお答えをいたします。

当組合清掃工場の整備費については、令和7年度までの財政シミュレーションに示しております額に準じたものとなっております。令和8年度頃までは現状の整備費と同程度の額で推移しつつ、いずれ減じる予定としております。問われております今後10年間については、安定かつ安全に操業させることを念頭に、必要な額は計上し、工場を維持していきたいと考えております。

2点目のご質問、今後の組合のごみ処理の在り方についてお答えをいたします。

どのような協議が進められているのかということです。古賀・宗像両清掃工場につきましては、古賀工場が地元筵内地区との協定延長によって、また、宗像工場におきましては、平成28年度から3か年かけた基幹的改修によりまして、双方とも今後10年程度の操業ができるようになっておりますことは、これまでも説明してきましたとおりです。そしてその先ということになりますと、操業開始後30年が経過するということになりますので、社会情勢の変化もさることながら、さらに老朽化が進むということを考慮しますと、当然更新、つまり、建て替えも視野に検討する必要があると思っております。さらに、建て替えとなりますと、おおむね10年程度の期間が必要ではないかと考えており、その時期から逆算をしまして、令和4年度、今年度を目途に次の方針を示させていただきたいとしております。

これらのことにつきましては、さきの議会におきましても一般質問に対してお答えをさせていただいたとおりでございます。そして、このとき答弁させていただいたとおり、今の時点では更新、つまり、建て替えを検討するか否かという大きな方針をお示しする程度となります。

この大きな方針ですが、3つあります。一つ、組合は今の構成3市1町を維持するということ。二つ目、新工場建設の際は、一つの工場、1組合1工場とすることが合理的であるとの観点から、その検討を深めていくこと。三つ目、域内処理の原則どおり、他の自治体に委託等をお願いすることなく、域内で処理を行うこと。

以上のことを正副組合長会議で確認をしております。この確認された3点につきまして、来年度に工場再編推進室を設置し、さらに検討を進めていくこととしております。

○議長（結城 弘明君） 新留議員。

○議員（2番 新留久味子君） ありがとうございます。

それでは、1項目めのほうから再質問をさせていただきます。

予算審議でも明らかになりましたが、この定期法定点検の委託については、専門性が問われるということで、委託先の業者も限られると想定されるんですけども、両工場とも随意契約ということでした。焼却炉が老朽化すれば劣化等も始まり、この委託料が増加の推進になるのではないかというふうに思いますが、先ほどの答弁では、令和8年度までは同程度の予算を組めるんじゃないか、その後は減額できるのではないかという想定なんですよ。必要な額は計上したいと。ただ、劣化の状態によってはこうした点検がさらに必要になって、増額の可能性があるんじゃないかなというふうに私個人はすごく思っているんです。

それで、必要な点検が行われることは炉の安定的な稼働を支える大きなポイントだというの

はよく分かるんです。ですから、このところは、安全に操業するために必要な経費は計上してほしいと私も基本的には思っています。ただ、この点検の見積りは随意契約をした業者から見積りが計上されるという答弁でした。この見積りが必要なものかどうか。先ほど組合長は必要な額は計上したいというふうに言われましたが、そのチェックが私たち議員としては、とても専門的で私なんかは全然ちんぷんかんぷんですので、やっぱりきちんとこの見積りのとおり必要な点検だという担保が欲しいわけです。ですから、この点検の妥当性をどうチェックしていくのか、このことを再質問します。

○議長（結城 弘明君） 事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） 新留議員の質問にお答えしたいと思います。

一応、見積りを出していただいて、その中身をチェックする、実際にそれが必要かどうかというところにつきましては、工場のほうにそれぞれプロパーとしてずっと長年そこに携わってきた職員もごさいますし、その中でちゃんと必要であるかどうかというのはチェック、確認をさせていただいて、随意の契約といえますか、保守の委託をしている状況です。

○議長（結城 弘明君） 新留議員。

○議員（2番 新留久味子君） 厳しくチェックしないと、言葉は申し訳ないけど、業者言いなりというふうになりかねないですよ、随意契約というのは。一般競争入札では競争原理が働くかもしれないんですけど、随意契約だから、そのところに大変穴があるような気がしてならないんです。

ですからきちんと、第三者機関じゃないけど、そういうチェックが厳しくできるような体制を考えていただきたいというふうに思うのと、もう一つ、私、過去、平成18年ぐらいにこの組合の議員に選出されたことがあるんですけど、そのときの情報公開の資料を見たら、平成19年度までは、この定期法定点検の委託先の業者が複数だったんですよ。それで平成20年度から1社となって随意契約になった経緯があるんですよ。それで、この契約が随意契約になった理由は、これは私の予想なんですけど、稼働開始後、瑕疵担保の期間、保証期間みたいなものがあって、それが5年ということだったんですね。それが切れてこういう随意契約の形態になったのかどうか、その辺りをもし過去の経緯が分かる方がいらっしゃったら答弁を求めたいと思います。その2つです。

○議長（結城 弘明君） 総務課参事。

○総務課参事（中野 晴海君） 今、議員おっしゃいましたけど、勘違いされてるんじゃないかなと思います。この点検整備といいますのは、基本的に運転委託している業者のほうが行います。その内容につきましては、我々職員がこれこれこういう点検を毎年こうやってやっていくぞと単年のスパンで予定をしていて、順次つぶしていく。つぶしていくと言ったらおかしいけど、やっていきますので、これは開始当初からずっと随意契約やっているはずでございます。離れておりましたので、絶対の自信はありませんが、そうではないかというふうに聞いております。

○議長（結城 弘明君） もう一点、第三者機関が要るんじゃないかというような質問があっておりますけど。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） 第三者機関に再度チェックさせるかどうかというところでございますけれども、それなりに費用とかもかかってくるんじゃないかなと考えてますし、今のところは、今いる職員の中でしっかりチェックをして対応させていただきたいと考えています。

○議長（結城 弘明君） 新留議員。

○議員（2番 新留久味子君） 大事なことは、これが必要な点検であるかどうかというのを厳しくチェックできるかどうかだと思うんですよ。私は点検するなどとは言っていないわけで、車でも車検ってありますよね、2年ごととか。古くなれば、またその期間も短くなって、点検の必要性が増すわけですよね。私はど素人だからそんなことを考えるんですけど、それと同じように、炉もやっぱり劣化すればするだけ点検の必要な箇所が増えてくるのは当然だろうというふうに思うわけです。だから、その点検がずぶずぶの関係にならんごと、ちゃんとチェック体制が取れるように厳しく体制を取っていただいてチェックしていただくということを要望して、2項目めの質問に入りたいと思います。

再質問ですが、いいですかね、議長、そのまま。

○議長（結城 弘明君） どうぞ。

○議員（2番 新留久味子君） 今後のごみ処理の在り方について、先ほど答弁いただきました。組合長の答弁は、前回の一般質問と全く同じ答弁だったというふうに認識しています。令和4年度をめどにということですので、私はもう少し具体的な、そして、ごみ処理の今後の在り方、大きな在り方をもっと示していただけるかなと期待をしていたんですが、同じような答弁だったので、再質問で少しその辺りの組合長等の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

今後のごみ処理の在り方について考えるときは、これまでは大型焼却炉の導入が全国的に進められてきて、環境組合議会での焼却炉も大型で最新鋭の焼却炉、ごみ処理施設を建設したわけですね。それを建設して、やっぱり分担金等、非常に大きな額をそれぞれの自治体が負うようになったというふうに私は認識しています。これが自治体の財政を将来的に圧迫すれば、自治体住民の生活、福祉、そういうところに税金が回らなくなる。その可能性を最大限抑えるべきだと。回らないという環境をつくらないように、今後、建て替え、更新をする際は、このところをきちんと観点を腹に据えて検討していただきたいというふうに思います。

それで、通告書に記載したとおり、私たちが20年前建設したときよりも、さらに社会環境、気象変動は大きく変わって、地球温暖化の対策を視野に入れて、ごみ処理の在り方を考える。ごみをごみとして処理するのではなく、ごみを資源として処理をするというか、資源化するという観点が、これからはとても大事なキーポイントになると思うんです。

それで具体的には、例えば先ほど一つの組合で1工場、これを深めていくとおっしゃいましたけれども、本当にごみの排出量、まずはきちんと今後の排出量の計算を行い、ごみを究極に減らして減量計画を立てると。そして、処理コストを抑える。今のままでいくと、コークスや燃料や電気代はどんどん上がってくる可能性があるわけです。そうすると、ますます各自治体の財政を圧迫すると思うんですよ。今後の施設の適切な規模、内容をそういう観点で検討すべきだと思うんですけど、ぜひ、今後の工場再編の協議の中で、こうした考えを踏まえて、ご

みの処理はこうあるべきだという方針を少し提示していただきたいというふうに思いますけど、組合長の考えをお尋ねします。

○議長（結城 弘明君） 組合長。

○組合長（田辺 一城君） 再質問お答えいたします。

大きく3つあったと思いますけれども、まず、一番最初に議員おっしゃった、もっと方針が出されると期待したというところでありまして、私も議員でしたから、その思いは市民の側だったり、議会の皆様のそうした前のめりというか、もっと示してほしい、早くということとは理解いたしますが、今、我々首長としての立場から申し上げますと、10年前のこの段階で、先ほど申し上げた大きく3つの方向性を3市1町でお示しすることができただけでも、今年度はかなり前進できたというふうに我々は認識していますので、この大きな方向性の下にしっかり次年度以降も進めていきたいと思っています。

2点目に財政の話をしておりましてけれども、当然、市民サービスをそれぞれの市町で様々なことをやっておりますので、この財政負担というのが、このごみ処理においてもできるだけ軽減されなければいけないという観点は極めて重要ですから、そういった意味において、今後の検討の中で、いかに財政負担を抑えることが、その時点の検討、最新の知見をもってしてできるかということ、きちんと考えていくべきことだというふうに思っています。

大きく三つ目、環境の話ですね。ごみを資源として捉えてという話でありましてけれども、当然、今後検討していく中で、先ほどの財政もそうですけれども、その時点における最新の技術、知見というものを検討の俎上に乗せるということは当然必要だと思います。ただ一方で、議員もご承知だと思いますけれども、環境の技術というのは、その導入時点におけるコストが非常に大きかったりする可能性もあります。ですから、全体最適化をしていく中で、その導入が適切かどうかということ、それを当然考えていくことにはなるとは思いますが、そうした技術をしっかりと我々が受け止めて最終的にどこかに落としどころを見つけるということになろうかと思っています。

今、るる、ご質問に対してお答えしましたけれども、こうした視点を持った上で、今は何も決めていませんので、これから、来年度立ち上げます工場再編推進室において、具体的なごみの排出量の現況等々をしっかりと踏まえた上で、カーボンニュートラルの観点もありますので、先行事例もしっかりと収集しながら、課題の整理と今後の具体的な在り方というのをしっかりと検討していきたいと思っています。

○議員（2番 新留久味子君） まだ、時間はありますか。何分までですか。

○議長（結城 弘明君） まだありますので、どうぞ。

新留議員。

○議員（2番 新留久味子君） ありがとうございます。よく分かりました。

ただ、物事を考えるときに大事なことは、現状をよく分析するというのがすごく大事なことでと思うんですね。その分析から生まれる将来的な展望ってあると思うんですよ。例えばごみ行政に関わっては、例えば各自治体でどれだけのごみを資源化するのか、ごみの排出量をどのように想定するのか、今の自治体のまず分析からぜひ始めていただきたいというふうに思いま

す。

それで、宗像の場合は、個人搬入のごみがすごく増えているんですよ、急激に。コロナもあってかなとは思いますが、そういうごみの再分析というんですかね、細かく分析して。今後ごみの処理の在り方については、焼却すればいいという問題じゃないと思うんですよ。組合長も、先ほど言われたように、環境ですよ。温暖化の問題も含めて脱炭素に向けてのこともしっかり踏まえておられるので、ぜひ今のごみの分析から始めて、どのようにごみの処理の在り方を探っていくのかというのをぜひ具体的に検討してほしいというふうに思いますけど、その点について組合長の答弁を求めています。

○議長（結城 弘明君） 組合長。

○組合長（田辺 一城君） 今後のことを考えるに当たって現況をしっかりと把握するというのは当然必要だと思っています。ですから、工場再編推進室におきましても、そもそも各市町においてごみ処理の基本計画がありますから、この基本計画がどのようなそれぞれの考えや方針を持っているかということと、現況、人口もありまして、先ほど申し上げた排出量もありますし、収集処理・処分の状況だったり、こういったものをしっかりと課題を整理するということが大事だと思っています。

ですから、議員おっしゃるとおり、まず現況を把握し、今後の先行きというのを見通せる範囲でしっかりと見通しながら、最新の技術等についての導入も含めて考えていくということがあります。

○議員（2番 新留久味子君） ありがとうございました。

○議長（結城 弘明君） 以上で、新留久味子議員の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第39条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議を全て終了いたしました。

これにて令和5年玄界環境組合議会第1回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時40分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月13日

議 長 結城 弘明

署名議員 高山 賢二

署名議員 福井 崇郎